



栃木県公報

令和 7 (2025) 年
4 月 8 日 (火)
第 593 号

目 次

告 示

○私立学校の廃止認可	307
○母子保健法による指定養育医療機関の指定に係る変更	307
○土地改良区定款変更の認可	307
○道路の区域の変更	308
○道路の供用開始	310
○県営住宅使用料等に係る公金事務の委託	310

告 示

栃木県告示第167号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定に基づき、令和 7（2025）年 3 月 31 日付けで、次のとおり私立学校の廃止を認可した。

令和 7（2025）年 4 月 8 日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地	設 置 者
今市幼稚園	日光市今市710番地	学校法人如来寺学園
明星館幼稚園	大田原市八塩254番地 4	学校法人明星館幼稚園
西那須野幼稚園	那須塩原市西大和 6 番15号	学校法人西那須野学園

栃木県告示第168号

母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第12条の規定により指定養育医療機関の開設者から次のとおり変更の届出があったので、母子保健法施行細則（昭和43年栃木県規則第 5 号）第 4 条第 2 項の規定により告示する。

令和 7（2025）年 4 月 8 日

栃木県知事 福 田 富 一

指 定 養 育 医 療 機 関		開 設 者		診 療 科 名	変 更 年 月 日
名 称	所 在 地	氏名又は名称	住 所		
芳賀赤十字病院	栃木県真岡市中萩 二丁目10番地 1 〔栃木県真岡市中 郷271〕	日本赤十字社社長 清家 篤	東京都港区芝大門 一丁目 1 番 3 号	小児科	令 和 6 (2024) 年 11月30日

（注）表中の〔 〕内は変更前のもの

（こども政策課）

栃木県告示第169号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した

ので、同条第3項の規定により公告する。

令和7(2025)年4月8日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
岩 舟 土 地 改 良 区	令和7(2025)年3月31日

(農地整備課)

栃木県告示第170号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和7(2025)年4月8日から同年5月7日まで一般の縦覧に供する。

令和7(2025)年4月8日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 一般国道

路 線 名 400号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	那須塩原市関谷字愛宕山1406-1から 那須塩原市関谷字柿ヶ島1403-67まで	9.7～18.0	290.0	
	後	那須塩原市関谷字愛宕山1406-1から 那須塩原市関谷字柿ヶ島1403-67まで	11.2～24.7	290.0	

II

道路の種類 一般国道

路 線 名 461号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	日光市大渡字西原195-3から 日光市大渡字北川前621-1まで	5.9～21.0	1227.3	
	後A	日光市大渡字西原195-3から 日光市大渡字北川前621-1まで	5.9～26.9	1227.3	
	後B	日光市大渡字西原195-3から 日光市大渡字北川前621-1まで	10.8～17.3	885.2	

III

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 黒磯黒羽線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
34	前	那須塩原市豊浦34-56から 那須塩原市東豊浦22-1まで	9.4～12.2	414.1	

	後	那須塩原市豊浦34-56から 那須塩原市東豊浦22-1 まで	11.7 ~ 19.2	414.1	
--	---	-----------------------------------	-------------	-------	--

IV

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 つくば益子線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
49	前	芳賀郡益子町大字小泉字風原39-1 から 芳賀郡益子町大字本沼字富士山453-1 まで	10.0 ~ 66.7	289.7	
	後	芳賀郡益子町大字小泉字風原39-1 から 芳賀郡益子町大字本沼字富士山453-1 まで	12.0 ~ 68.3	289.7	

V

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 借宿西新井線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
253	前	足利市西新井町3255-2 から 足利市西新井町3257-1 まで	23.0 ~ 23.0	45.0	
	後	足利市西新井町3255-2 から 足利市西新井町3257-1 まで	23.0 ~ 25.1	45.0	

VI

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 西那須野那須線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
315	前	那須塩原市唐杉字古屋敷232-2 から 那須塩原市唐杉字古屋敷232-2 まで	10.4 ~ 12.0	33.3	
	後	那須塩原市唐杉字古屋敷232-2 から 那須塩原市唐杉字古屋敷232-2 まで	74.7 ~ 75.4	33.3	
315	前	那須塩原市埼玉字熊谷183-1 から 那須塩原市埼玉字熊谷183-1 まで	10.3 ~ 10.4	65.7	
	後	那須塩原市埼玉字熊谷183-1 から 那須塩原市埼玉字熊谷183-1 まで	38.3 ~ 38.5	65.7	

VII

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 二宮宇都宮線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
320	前	宇都宮市砂田町544-5 から 宇都宮市砂田町556-1 まで	15.9 ～ 18.6	167.8	
	後	宇都宮市砂田町544-5 から 宇都宮市砂田町556-1 まで	15.9 ～ 19.3	167.8	

VIII

道路の種類 県道
路 線 名 主要地方道 つくば真岡線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
326	前	真岡市田町字田町2237-1 から 真岡市荒町字荒町2184まで	6.7 ～ 16.0	295.0	
	後	真岡市田町字田町2237-1 から 真岡市荒町字荒町2184まで	16.0 ～ 23.7	295.0	

栃木県告示第171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和 7 （2025）年 4 月 8 日から同年 5 月 7 日まで
一般の縦覧に供する。
令和 7 （2025）年 4 月 8 日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
208	一 般 県 道 飛 駒 足 利 線	足利市名草中町字清水1519-1 から 足利市名草中町字清水1521-2 まで	令和 7 （2025）年 4 月 8 日
218	一 般 県 道 名 草 小 俣 線	足利市名草中町字清水1519-1 から 足利市名草中町1602-2 まで	令和 7 （2025）年 4 月 8 日
253	一 般 県 道 借 宿 西 新 井 線	足利市西新井町3202-3 から 足利市西新井町3246-5 まで	令和 7 （2025）年 4 月 8 日
315	主 要 地 方 道 西 那 須 野 那 須 線	那須塩原市唐杉字古屋敷232-8 から 那須塩原市埼玉字熊谷183-1 まで	令和 7 （2025）年 4 月 8 日
320	一 般 県 道 二 宮 宇 都 宮 線	宇都宮市砂田町544-5 から 宇都宮市砂田町556-1 まで	令和 7 （2025）年 4 月 8 日

（道路保全課）

栃木県告示第172号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。
令和 7 （2025）年 4 月 8 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 委託した公金事務の内容

栃木県県営住宅条例（平成 9 年栃木県条例第 1 号）の規定に基づく県営住宅（佐野・足利地区）の家賃及び割増賃料並びに県営住宅敷地内の駐車場の使用料の徴収

2 委託を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

とちぎ県南不動産業協同組合

(2) 主たる事務所の所在地

足利市通三丁目2589番地

3 地方自治法第243条の 2 第 1 項の規定による指定をした日及び同項の規定による委託をした日

(1) 指定をした日

令和 7 (2025) 年 4 月 1 日

(2) 委託をした日

令和 7 (2025) 年 4 月 1 日

4 委託期間

令和 7 (2025) 年 4 月 1 日から令和12 (2030) 年 3 月31日まで

(住宅課)